

第7回 自治基本条例検討委員会

平成16年3月26日(金) 18:30~20:30

高津区役所保健福祉センター1階 保健ホール

プログラム

開 会

~はじめに~

1. 前回の確認について

2. 市民討議(中間報告会)の進め方

世話人会から、中間報告会の進め方等について提案してもらい、中間報告会の進め方を全体で検討・確認します。

3. 中間報告書案の作成状況について

作成委員会から、中間報告書案の作成方法と中間報告書案の作成状況を報告してもらいます。

4. 自治基本条例の基本的な考え方について議論を深めよう!

3グループに分かれて、自治基本条例の基本的な考え方となる次のテーマについて、議論を深めます。

- ・なぜ、自治基本条例が必要なのか?
- ・自治基本条例ができると何が変わるのか?

5. 本日の成果の確認と次回検討委員会の開催内容等について

6. その他

閉 会

今後のスケジュール

第3回作成委員会

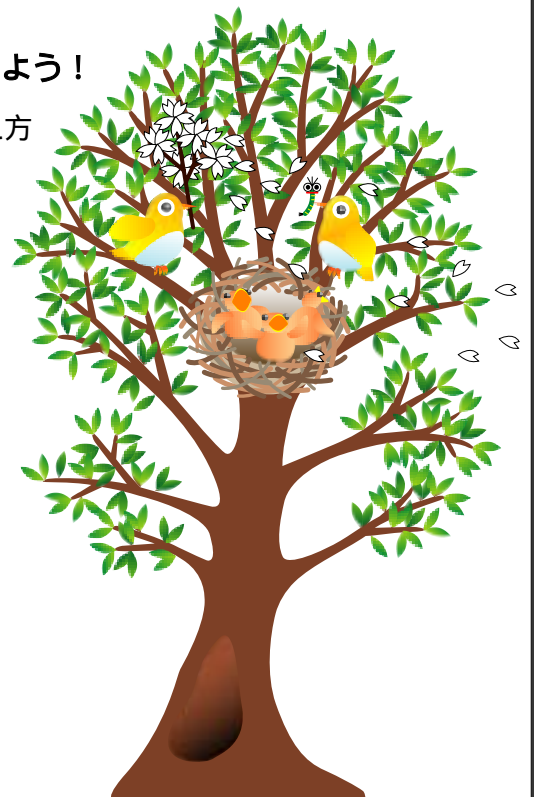
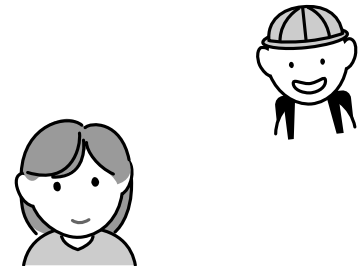
日時:平成16年4月2日(金) 18:30~20:30

場所:高津区役所5階 第2会議室

第8回検討委員会

日時:平成16年4月16日(金) 18:30~

場所:高津区役所保健福祉センター1階 保健ホール



《グループ討議（自治基本条例の基本的な考え方について議論を深めよう！）の進め方について

- ・今日の検討委員会では、自治基本条例の基本的な考え方となるテーマについてグループ討議を行い、それを検討委員会として確認・共有します。

（１）グループ討議のテーマ

- ・自治基本条例の基本となる次のテーマについて議論します。

なぜ自治基本条例が必要なのか？（自治基本条例のめざすものは...）

- ・市民が主役とは何か
- ・理想の自治体とは何か
- ・自治体の憲法とは何か 等

自治基本条例ができると何が変わるのか？

- ・自治基本条例は、どのように市民生活に影響するのか
- ・条例によって市民生活の何を変えるのか、何を变えたいのか 等

（２）グループ討議の流れ

自己紹介を行い、グループ内での役割分担を確認します。

グループ討議では、世話人が「進行係」を担います。また、グループ討議の内容と流れを記録する「記録係」と、グループで討議した内容を発表する「発表係」をあらかじめ決めておきます（記録係と発表係は兼務することが有効と考えられます）。

設定されたテーマに関する意見のポイントを意見カードに書き込みます。 ... 5分程度

これまでの検討委員会と同様に、意見はいくつ書いても構いませんが、1枚のカードには、1つの意見を、大きな字で書き込んでください（1枚のカードに複数の意見を書くと、グルーピングできません）。

順番に、意見を発表します。

少しでも多くの委員が発言できるように、簡潔に意見を述べるようにしましょう。

意見を発表したら、意見カードを大きな検討シートに貼り、グルーピングしていきます。

大きな検討シートに貼られた意見は、記録係が、同じような意見をまとめて、グルーピングしていきます。

ひとりずつ、この流れを繰り返し行います。
一巡したら、グルーピングされた意見群について、順番に議論していきます。
《この場合も意見カードを使います》

最後に、みんなでグルーピングの状況を確認し、議論の成果を共有します。

今日のグループ討議を通じて、「どのような意見が出されたか」「共通していた意見や対立していた意見はどのようなものであったか」等を、みんなで整理・確認していきます。